

Q.1 主要な工事材料のうち、「その他工事材料」にはどのようなものがありますか。

A.1 明確な定めはありませんが、コンクリート類、アスファルト類、石材類、木材類、合成樹脂類等があげられます。1-3-1 対象品目の選定の考え方の品目分類を参考にしてください。具体的には、受発注者間の協議に基づいて判断することとなります。

Q.2 減額変更スライドとはどのようなものですか。

A.2 資材価格の急落により、請負代金額が著しく変動する場合に、発注者が受注者に減額変更の請求を行うものです。増額変更スライドと同様に、全ての主要工事材料が対象となります。

主要資材価格の変動額を算定し、請負代金額の1%以上変動のある工事が対象となり、1%を超える部分が請負代金額から減額されることとなります。

この場合、請負代金額の1%が発注者負担割合となります。

Q.3 1-5-1 ③ 2)

「見積りの提出は、工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とし、工事全期間の提出は要しない。」とありますが、提出された見積りが代表的な1ヶ月分のみであった場合でも、その月のみにおいて「見積単価」と「購入単価」を比較するという理解でよろしいでしょうか。

A.3 提出された見積り（購入先を含まない2社以上）と実際の購入価格の比較については、実際の購入価格の妥当性確認を行うためですので、代表的な1ヶ月分のみ提出の場合は、その月のみにおいて比較を行い、実際の購入価格の妥当性確認を行います。

Q.4 1-5-1 ③ 2)

大幅に乖離している場合の確認時の留意事項として、「発注者による見積りの徴収」とありますが、誰に対して見積を取るかについては、近隣工事や類似工事等を踏まえ、発注者が判断するという理解でよろしいでしょうか。

A.4 発注者による見積りの徴収については、どの企業について見積りを依頼するかも含め発注者の判断となります。（見積先を受注者に相談して決定することなどは想定していません）

Q.5 5-1

2ヶ月前では発注者の最終数量も金額も確定していないことが多いと思います。請求時に添付する資料を作成することは難しいのではないのでしょうか。

A.5 請求時に添付していただく資料は、最終の確定額や数量を添付する必要はありません。請負代金額が不相当となったと判断した時点の数量及び単価について記載していただければ結構です。